会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

健康福祉部こども保育課

１　改正の趣旨

標記条例の基準となる国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」といいます。）」において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の８の２第２項及び第45条第２項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業所（本市では「こどもクラブ」と称する）に配置する放課後児童支援員の要件を緩和する改正が行われたことに準じて、条例を改正するものです。

２　改正の内容

放課後児童支援員の資格要件の追加（第10条）

全国的に放課後児童健全育成事業所における人手不足が深刻である中、本市においても放課後児童支援員の量及び質を確保するため、以下の要件を加え基礎資格の拡充を図るものとします。

⑴　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

⑵　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

①学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

②同法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者（飛び級での入学を許可された者）

③同法の規定による大学院を卒業した者

④外国の大学を卒業した者

３　改正箇所

新旧対照表のとおり

４　施行期日

基準省令の改正施行日が令和９年４月１日であることから、同日付けで施行することとします。